

定温管理流通加工食品の流通行程についての検査方法

制 定 平成21年4月16日農林水産省告示第 520号

一 適用の範囲

この検査方法は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第3項の規定による認定を受けた流通行程管理者及び同法第19条の3第3項の規定による認定を受けた外国流通行程管理者（以下「認定流通行程管理者等」という。）が行う定温管理流通加工食品の流通行程についての検査に適用する。

二 定温管理流通加工食品の流通行程についての検査

流通行程についての検査は、流通期間（3か月を超えない期間であって、認定流通行程管理者等が定めた一定の期間をいう。）ごとに次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 流通行程の管理記録の調査

加工食品の流通に係る施設の温度の管理記録の作成及び保管が適正であることを確認する。

(2) 流通に係る施設についての実地の調査

定温管理流通加工食品の日本農林規格（平成21年4月16日農林水産省告示第518号）第6条に規定する温度の測定を行うことにより、流通に係る施設の管理状況を確認する。なお、当該調査は、次に定めるところにより流通行程から抽出した配送経路（製造工場から販売店までの配送の経路をいう。以下同じ。）について行う。

ア 製造工場から配送センターを経由して販売店に配送される場合にあつては、当該流通行程から各配送センターを含む配送経路をそれぞれ1つ以上ずつ抽出する。

イ 製造工場から配送センターを経由せずに販売店に配送される場合にあつては、当該流通行程から各製造工場を含む配送経路をそれぞれ1つ以上ずつ抽出する。

（この告示は、平成21年5月16日から施行する。）